

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県教育委員会
教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会代決専決規程（昭和32年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後																																																							
(代決) 第3条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。 (1) 本庁における代決				(代決) 第3条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。 (1) 本庁における代決																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="3">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> <th>第3順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">室長</td> <td>当該事務を担当する教育企画推進監、課長又は担当課長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>教育企画推進監、課長、担当課長又は特命課長</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>				決裁権者	代決権者			第1順位者	第2順位者	第3順位者	[略]				室長	当該事務を担当する教育企画推進監、課長又は担当課長			[略]			[略]				教育企画推進監、課長、担当課長又は特命課長	[略]			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="3">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> <th>第3順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">室長</td> <td>当該事務を担当する教育企画推進監、<u>学校教育企画監</u>、課長又は担当課長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>教育企画推進監、<u>学校教育企画監</u>、課長、担当課長又は特命課長</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>				決裁権者	代決権者			第1順位者	第2順位者	第3順位者	[略]				室長	当該事務を担当する教育企画推進監、 <u>学校教育企画監</u> 、課長又は担当課長			[略]			[略]				教育企画推進監、 <u>学校教育企画監</u> 、課長、担当課長又は特命課長	[略]		
決裁権者	代決権者																																																										
	第1順位者	第2順位者	第3順位者																																																								
[略]																																																											
室長	当該事務を担当する教育企画推進監、課長又は担当課長																																																										
	[略]																																																										
[略]																																																											
教育企画推進監、課長、担当課長又は特命課長	[略]																																																										
決裁権者	代決権者																																																										
	第1順位者	第2順位者	第3順位者																																																								
[略]																																																											
室長	当該事務を担当する教育企画推進監、 <u>学校教育企画監</u> 、課長又は担当課長																																																										
	[略]																																																										
[略]																																																											
教育企画推進監、 <u>学校教育企画監</u> 、課長、担当課長又は特命課長	[略]																																																										
(2) 教育事務所及び学校以外の教育機関における代決				(2) 教育事務所及び学校以外の教育機関における代決																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関</th> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>				機 関	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関</th> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>				機 関	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]																																			
機 関	決裁権者	代決権者																																																									
		第1順位者	第2順位者																																																								
[略]																																																											
機 関	決裁権者	代決権者																																																									
		第1順位者	第2順位者																																																								
[略]																																																											

埋蔵文化財センター	[略]
-----------	-----

(室長等共通専決事項)

第7条 本庁の室長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(4) [略]
- (5) 室長又は総括課長の職務を代理する教育企画推進監、課長、担当課長又は特命課長の順位に関すること。
- (6) 教育企画推進監、課長、担当課長及び特命課長(次号及び第8号において「教育企画推進監等」という。)の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(7)～(13) [略]

2 [略]

(教育企画推進監等共通専決事項)

第7条の2 本庁の教育企画推進監、課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(16) [略]

(教職員課の総括課長等の専決事項)

第9条 教職員課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 主査相当職以下の職員(指導主事、経営指導主事、社会教育主事及び社会教育主事補を除く。)及び学校職員(校長、副校長、教頭、主任指導教諭、主幹教諭、指導教諭及び指導養護教諭並びに主任主査相当職以上の事務職員を除く。)の任免に関すること。
- (2) 職員、学校職員及び会計年度任用職員の病気休職に関すること。
- (3) 育児休業等任期付教職員の任免に関すること(市町村立小中学校の教職員に係るものを除く。)
- (4) 配偶者同行休業任期付教職員の任免に関すること(市町村立小中学校の教職員に係るものを除く。)
- (5) 再任用職員の任免に関すること。
- (6) 技能職員等の任免及び分限に関すること。
- (7) 一般研修(委託研修を除く。)の実施に関すること。
- (8) 叙位及び叙勲(春秋叙勲を除く。)に関すること。

埋蔵文化財センター	[略]		
野外活動センター	所長	次長	所長があらかじめ指定する職員

(室長等共通専決事項)

第7条 本庁の室長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(4) [略]
- (5) 室長又は総括課長の職務を代理する教育企画推進監、学校教育企画監、課長、担当課長又は特命課長の順位に関すること。
- (6) 教育企画推進監、学校教育企画監、課長、担当課長及び特命課長(次号及び第8号において「教育企画推進監等」という。)の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(7)～(13) [略]

2 [略]

(教育企画推進監等共通専決事項)

第7条の2 本庁の教育企画推進監、学校教育企画監、課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(16) [略]

- (9) 教育職員の免許に関すること（教育職員免許状の取上げ処分に関するものを除く。）。
- (10) 職員、学校職員及び会計年度任用職員の給料又は報酬の決定に係る承認申請に関すること。
- (11) 特地公署又は準特地公署並びにへき地学校の指定の申請（軽易なものに限る。）に関すること。
- (12) 公務又は通勤による災害の認定の進達に関すること。
- (13) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）の規定に基づく事務に関すること。

人事給与担当課長専決事項

- (1) 職員、県立学校職員及び会計年度任用職員（市町村立小中学校に勤務する者を除く。）の職務に専念する義務の免除に関すること。
- (2) 職員、県立学校職員及び会計年度任用職員（市町村立小中学校に勤務する者を除く。）の営利企業等の従事許可に関すること。
- (3) 岩手県教育委員会服務規程（昭和40年岩手県教育委員会訓令第7号）第10条に規定する兼職及び他の事業等の従事（軽易なもので所属長が承認したものを除く。）の承認に関すること。
- (4) 市町村立小中学校の会計年度任用職員（事務職員に限る。）及び県立学校の会計年度任用職員（事務職員及び技能職員等に限る。）の配置に関すること。
- (5) 県立学校の臨時的任用教職員（事務職員に限る。）の任免に関すること。
- (6) 職員の大学院修学休業の許可に関すること。
- (7) 職員及び県立学校職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関すること。
- (8) 職員及び県立学校職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の自己啓発等休業の承認に関すること。
- (9) 職員及び県立学校職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の配偶者同行休業の承認に関すること。
- (10) 紺綬褒章に関すること。
- (11) 職員及び学校職員の昇給、昇格、復職時等における給料月額調整等に関すること。
- (12) 県立学校職員及び県立学校に勤務する会計年度任用職員の給料の調整額の発令に関すること。
- (13) 学校以外の教育機関の当直の勤務時間の変更の承認に関すること。

厚生福利担当課長専決事項

(1) 職員、学校職員及び会計年度任用職員の厚生福利に関すること。

(2) 職員、県立学校職員及び会計年度任用職員（市町村立小中学校に勤務する者を除く。）の衛生管理に関すること

。

(3) 退職手当の裁定に関すること。

小中学校人事課長専決事項

(1) 市町村立小中学校の会計年度任用職員（事務職員を除く。）の配置に関すること。

県立学校人事課長専決事項

(1) 県立学校の会計年度任用職員（事務職員及び技能職員等を除く。）の配置に関すること。

(2) 県立学校の臨時的任用教職員（事務職員を除く。）の任免に関すること。

(3) 県立学校職員の大学院修学休業の許可に関すること。

(4) 県立学校職員（事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関すること

。

(5) 県立学校職員（事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の自己啓発等休業の承認に関すること。

(6) 県立学校職員（事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の配偶者同行休業の承認に関すること。

（学校調整課の総括課長等の専決事項）

第10条 学校調整課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 学校の管理運営に関し指導及び助言を与えること（学校教育課の所掌に属するものを除く。）。

学校調整担当課長専決事項

(1)～(4) [略]

（学校教育室の室長等の専決事項）

第9条 学校教育室の分掌事務について、室長、学校教育企画監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 学校の管理運営に関し指導及び助言を与えること（他室課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事務に関し指導及び助言を与えること。

(3) 県立学校の入学者選抜の実施に関すること。

学校教育企画監専決事項

(1) 学校教育の総合的な企画及び調整に関する事務の処理方針の決定に関すること

(2) 学力向上に関する事務の処理方針の決定に関すること

。

学校企画調整担当課長専決事項

(1)～(4) [略]

学力向上担当課長専決事項

(1) 児童及び生徒の学力並びに教員の授業力の向上に関し指導及び助言を与えること。

(2) グローバル人材の育成に関し指導及び助言を与えること。

義務教育課長専決事項

(1) 市町村立の幼稚園及び市町村立小中学校（以下「市町村立小中学校等」という。）並びに県立中学校における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること（保健体育課及び他の担当の所掌に属するものを除く。）。

(2) 市町村立小中学校等及び県立中学校の教員の研修の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 学校文化関係団体（高等学校に係るものを除く。）の育成に関すること。

高校教育課長専決事項

(1) 県立高等学校における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること（保健体育課及び他の担当の所掌に属するものを除く。）。

(2) 県立高等学校の教員の研修の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 学校文化関係団体（高等学校に係るものに限る。）の育成に関すること。

産業・復興教育課長専決事項

(1) 市町村立の小中学校（小学校、中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。）並びに県立中学校及び県立高等学校におけるキャリア教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること。

(2)・(3) [略]

(4) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立学校の防災に関し指導及び助言を与えること。

産業・復興教育課長専決事項

(1) 市町村立小中学校並びに県立中学校及び県立高等学校におけるキャリア教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること。

(2)・(3) [略]

(4) 市町村立小中学校等及び県立学校の防災に関し指導及び助言を与えること。

特別支援教育課長専決事項

(1) 県立特別支援学校、県立高等学校の通級による指導並びに市町村立小中学校の特別支援学級及び通級による指導における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること（保健体育課及び他の担当の所掌に属するものを除く。）。

(2) 県立特別支援学校、県立高等学校及び市町村立小中学校の教員の研修の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 県立特別支援学校への就学に係る学校指定、入学期日等に関すること。

生徒指導課長専決事項

(1) [略]

(学校教育課の総括課長等の専決事項)

第11条 学校教育課の分掌事務について、総括課長及び課長の

専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 学校の管理運営に関し指導及び助言を与えること（学
校調整課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に
関する事務に関し指導及び助言を与えること。

(3) 県立学校の入学者選抜の実施に関すること。

学力向上課長専決事項

(1) 児童及び生徒の学力並びに教員の授業力の向上に関し
指導及び助言を与えること。

(2) 小学校、中学校及び高等学校における連携した教育の
推進に関し指導及び助言を与えること。

(3) グローバル人材の育成に関し指導及び助言を与えるこ
と。

義務教育課長専決事項

(1) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校にお
ける教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に
関し指導及び助言を与えること（他課の所掌に属するもの
を除く。）。

(2) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校の教
員の研修の実施に関すること（他課の所掌に属するものを
除く。）。

(3) 学校文化関係団体の育成に関すること（高校教育担当
の所掌に属するものを除く。）。

高校教育課長専決事項

(1) 県立高等学校における教育課程及び学習指導その他学
校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること（他
課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 県立高等学校の教員の研修の実施に関すること（他課
の所掌に属するものを除く。）。

(3) 学校文化関係団体（高等学校に係るものに限る。）の
育成に関すること。

特別支援教育課長専決事項

(1) 県立特別支援学校、県立高等学校の通級による指導並
びに市町村立の小中学校の特別支援学級及び通級による指
導における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的
事項に関し指導及び助言を与えること（他課の所掌に属す

生徒指導課長専決事項

(1) [略]

るものを除く。)。

(2) 県立特別支援学校、県立高等学校及び市町村立小中学校の教員の研修の実施に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。

(3) 県立特別支援学校への就学に係る学校指定、入学期日等に関すること。

(教職員課の総括課長等の専決事項)

第10条 教職員課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 主査相当職以下の職員(指導主事、経営指導主事、社会教育主事及び社会教育主事補を除く。)及び学校職員(校長、副校長、教頭、主任指導教諭、主幹教諭、指導教諭及び指導養護教諭並びに主任主査相当職以上の事務職員を除く。)の任免に関すること。

(2) 職員、学校職員及び会計年度任用職員の病気休職に関すること。

(3) 育児休業等任期付教職員の任免に関すること(市町村立小中学校の教職員に係るものを除く。)。

(4) 配偶者同行休業任期付教職員の任免に関すること(市町村立小中学校の教職員に係るものを除く。)。

(5) 再任用職員の任免に関すること。

(6) 技能職員等の任免及び分限に関すること。

(7) 一般研修(委託研修を除く。)の実施に関すること。

(8) 叙位及び叙勲(春秋叙勲を除く。)に関すること。

(9) 教育職員の免許に関すること(教育職員免許状の取上げ処分に関するものを除く。)。

(10) 職員、学校職員及び会計年度任用職員の給料又は報酬の決定に係る承認申請に関すること。

(11) 特地公署又は準特地公署並びにへき地学校の指定の申請(軽易なものに限る。)に関すること。

(12) 公務又は通勤による災害の認定の進達に関すること。

(13) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)の規定に基づく事務に関すること。

人事給与担当課長専決事項

(1) 職員、県立学校職員及び会計年度任用職員(市町村立小中学校に勤務する者を除く。)の職務に専念する義務の免除に関すること。

(2) 職員、県立学校職員及び会計年度任用職員(市町村立小中学校に勤務する者を除く。)の営利企業等の従事許可

に関すること。

(3) 岩手県教育委員会服務規程（昭和40年岩手県教育委員会訓令第7号）第10条に規定する兼職及び他の事業等の従事（軽易なもので所属長が承認したものを除く。）の承認に関すること。

(4) 市町村立小中学校の会計年度任用職員（事務職員に限る。）及び県立学校の会計年度任用職員（事務職員及び技能職員等に限る。）の配置に関すること。

(5) 県立学校の臨時的任用教職員（事務職員に限る。）の任免に関すること。

(6) 職員の大学院修学休業の許可に関すること。

(7) 職員及び県立学校職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関すること。

(8) 職員及び県立学校職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の自己啓発等休業の承認に関すること。

(9) 職員及び県立学校職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の配偶者同行休業の承認に関すること。

(10) 紺綬褒章に関すること。

(11) 職員及び学校職員の昇給、昇格、復職時等における給料月額調整等に関すること。

(12) 県立学校職員及び県立学校に勤務する会計年度任用職員の給料の調整額の発令に関すること。

(13) 学校以外の教育機関の当直の勤務時間の変更の承認に関すること。

厚生福利担当課長専決事項

(1) 職員、学校職員及び会計年度任用職員の厚生福利に関すること。

(2) 職員、県立学校職員及び会計年度任用職員（市町村立小中学校に勤務する者を除く。）の衛生管理に関すること。

(3) 退職手当の裁定に関すること。

小中学校人事課長専決事項

(1) 市町村立小中学校の会計年度任用職員（事務職員を除く。）の配置に関すること。

県立学校人事課長専決事項

(1) 県立学校の会計年度任用職員（事務職員及び技能職員等を除く。）の配置に関すること。

(2) 県立学校の臨時的任用教職員（事務職員を除く。）の任免に関すること。

(3) 県立学校職員の大学院修学休業の許可に関すること。

(保健体育課の総括課長等の専決事項)

第12条 保健体育課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

保健体育担当課長専決事項

(1) 学校保健、学校安全及び学校給食に関し指導及び助言を与えること(学校調整課の所掌に属するものを除く。)

。

(2)～(4) [略]

(生涯学習文化財課の総括課長等の専決事項)

第12条の2 生涯学習文化財課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(6) [略]

(7) 学校、家庭及び地域の連携及び協働に関すること。

[略]

(学校以外の教育機関の長共通専決事項)

第14条 学校以外の教育機関の長(博物館長及び美術館長を除く。第16条及び第17条において同じ。)の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 所長等、総合教育センター及び生涯学習推進センターの部長、図書館副館長並びに埋蔵文化財センター副所長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(5) 所長等、総合教育センター及び生涯学習推進センターの部長、図書館副館長並びに埋蔵文化財センター副所長の休暇に関すること。

(6)～(18) [略]

2 [略]

(教育事務所の課長等共通専決事項)

第16条 教育事務所の課長、総合教育センター及び生涯学習推

(4) 県立学校職員(事務職員、技術職員その他の職員を除く。)の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関すること

。

(5) 県立学校職員(事務職員、技術職員その他の職員を除く。)の自己啓発等休業の承認に関すること。

(6) 県立学校職員(事務職員、技術職員その他の職員を除く。)の配偶者同行休業の承認に関すること。

(保健体育課の総括課長等の専決事項)

第11条 保健体育課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

保健体育担当課長専決事項

(1) 学校保健、学校安全及び学校給食に関し指導及び助言を与えること(学校教育室の所掌に属するものを除く。)

。

(2)～(4) [略]

(生涯学習文化財課の総括課長等の専決事項)

第12条 生涯学習文化財課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(6) [略]

(7) 学校、家庭及び地域の連携及び協働に関すること(学校教育室の所掌に属するものを除く。)

[略]

(学校以外の教育機関の長共通専決事項)

第14条 学校以外の教育機関の長(博物館長及び美術館長を除く。第16条及び第17条において同じ。)の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 所長等、総合教育センター及び生涯学習推進センターの部長、図書館副館長、埋蔵文化財センター副所長並びに野外活動センター次長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(5) 所長等、総合教育センター及び生涯学習推進センターの部長、図書館副館長、埋蔵文化財センター副所長並びに野外活動センター次長の休暇に関すること。

(6)～(18) [略]

2 [略]

(教育事務所の課長等共通専決事項)

第16条 教育事務所の課長、総合教育センター及び生涯学習推

<p>進センターの部長、図書館副館長並びに埋蔵文化財センター副所長は、次に掲げる事項のほか、教育事務所長及び学校以外の教育機関の長が専決処理できる事項のうち軽易又は定例的な事項であらかじめ教育長が指定するものを専決することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(教育長指定職員の専決事項)</p> <p>第18条 教育長が指定する職員は、次に掲げる事項のうちあらかじめ教育長が指定したものを専決することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 青少年の家及び野外活動センターに係る休所日以外の臨時の休所及び休所日における臨時の開所に関すること。</p>	<p>進センターの部長、図書館副館長、埋蔵文化財センター副所長並びに野外活動センター次長は、次に掲げる事項のほか、教育事務所長及び学校以外の教育機関の長が専決処理できる事項のうち軽易又は定例的な事項であらかじめ教育長が指定するものを専決することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(教育長指定職員の専決事項)</p> <p>第18条 教育長が指定する職員は、次に掲げる事項のうちあらかじめ教育長が指定したものを専決することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 青少年の家に係る休所日以外の臨時の休所及び休所日における臨時の開所に関すること。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。